

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		①-(1)-a)	経営戦略 ページ数	P30				主 管 課		ガス水道供給課				
施 策 名		井戸の維持管理								類 型	Ⅱ	評 価	A	
施策内容	現 状 と 課 題	本市の水源は、自己水源である19本の井戸から取水した地下水と、北千葉広域水道企業団からの受水で賄っています。そのいずれかが欠けても水源としては不足し、安定給水は困難となります。 また、災害時には、複数の水源を有していることにより、単一水源に比べて安定的な面もあります。 地下水の取水については、地盤沈下対策として千葉県環境保全条例により地下水の採取は規制されていることに加え、井戸の老朽化により取水できる水量が減少傾向を示しています。 また、建設投資については、今後井戸や地下水用の浄水施設を含む本市の多くの水道施設が更新時期を迎えることから、費用が増大することとなります。												
	取 組 内 容	自己水源である井戸の老朽化対策として井戸の更新工事を実施します。 また、すべての井戸について更新工事の可否と費用対効果を含めて検討を行い、更新工事を実施する井戸を明確化し、取水井戸に付随する浄水施設関連の今後の建設投資内容を再検討します。その際、既存井戸用地内で掘削できる工法であることから、代替用地や導水管整備費用が削減できる、ドーナツ工法の導入を検討します。 これまで、原水として高い評価をいただいている地下水ですが、将来的には井戸の老朽化に伴い、水源の地下水割合は減少することになります。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	第2系4号井戸および第2系8号井戸の劣化状況を、水中カメラを用いて調査しました。 または、ポンプ等の交換および井戸内の洗浄を実施し、経年劣化は見受けられましたが異常はありませんでした。												
	課 題	掘削から50年以上経過している井戸が大半を占め、経年劣化によりケーシングの破損によって、今後取水できなくなる井戸や取水量が減少する井戸が増加することが考えられます。水源を確保するために、ドーナツ工法による更新や代替用地を選定し、新規井戸の掘削を行う必要があります。												
		ケーシング:掘削された井戸に掘削壁が倒壊しないように挿入する配管。 ドーナツ工法:既設井戸の外周をドーナツ状に掘削して、井戸内の既設ケーシングや充填砂利等を引抜き、新品のケーシングや充填砂利等を設置する工法。												
今 後 の 取 組	取水量の維持に努め、各井戸の将来性を考慮した上で、今後維持していく井戸を明確化、新規掘削井戸の代替用地の検討をします。取水井戸の更新計画を策定し、取水許可を行っている千葉県と協議します。													

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 号		①-(2)-a)	経営戦略 ページ数		P31					主 管 課		ガス水道供給課			
施 策 名		水質検査体制の充実									類 型	Ⅱ	評 価	A	
施策内容	現 状 と 課 題	国が定める水質基準を満たすよう原水の水質に応じた水道施設を整備・管理することにより、安全性を確保しています。しかしながら、水道水にはさまざまなリスクが存在し、水質汚染や異臭味が発生する可能性があります。 このような状況の中で、水道水の安全性を一層高め、お客様が安心しておいしく飲める水道水を安定的に給水していくためには、水源から給水栓（蛇口）に至る総合的な水質管理を実施することが重要であり、それを確実に実行するため「習志野市水安全計画」を策定しております。 また、毎年度、水質検査を実施する項目、採水の場所（水源、給水場および給水栓）および検査回数を定めた習志野市水道水質検査計画を策定し、それに基づき水質検査を実施しています。 さらに、東日本大震災以降、危機管理の一環として放射性物質（放射性セシウムなど）のモニタリングも実施しています。													
	取 組 内 容	今後も引続き水質基準に適合した水道水を給水し続けられるよう、毎年度習志野市水道水質検査計画を作成し、確実な水質検査を実施します。													
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和5年度の取組	水道法で定められた水質基準項目などを、習志野市水道水質検査計画に基づいた検査場所、検査方法により、水道水の安全性を確認しました。 【検査結果 検査件数：121件、異常検知件数0件】													
	課 題	水質値を正確に検知するため、水質検査における採水は繊細な作業が求められます。このことから職員の検査技術の継承が必要です。													
今 後 の 取 組	今後も確実な水質検査を実施するとともに、研修などによる検査職員の育成にも計画的に取り組み、水道水の安全性を確保します。 水質基準については、今後も国の動向を注視し、水質検査計画を策定します。														

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		①-(2)-b)	経営戦略 ページ数	P32				主 管 課		ガス水道保安課				
施 策 名		水道管の洗浄作業								類 型	I	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 課 題	一般的に、水道管は鉄、鋳鉄管を使用している場合、水道水に含まれる塩素によって内部が酸化して錆が発生します。また習志野市企業局の水道水は水源に地下水が含まれていることから、鉄・マンガン物質が表流水より多く含まれています。そのため、水道管内部に長い年月をかけて錆（鉄分）・マンガン等が付着し、水道水の使用状況の変化（長時間の滞留や急激な水圧・水量の変化）により、水道管内面に付着している錆（鉄分）・マンガン等が剥離することで濁り水が発生します。 このため、企業局では濁り水をなくすため、定期的に職員による水道管の洗浄作業の実施に取り組んでおります												
	取 組 内 容	過去の濁り水の発生地域を精査しながら、水道管の洗浄地域の見直しを図ります。 また、洗浄対象地域内の水の流れや、洗浄時間を考慮しながら、効率的な洗浄方法を検討し実施します。												
令 和 5 年 度 の 進 捗 状 況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	濁り水発生件数（件）	目 標 値			56	52	48	44	40	36	32	28	24	20
		実 績 値	65	31	56	78	48	42						
	令和5年度の取組	令和5年6月16日～令和5年7月15日までに5日間に分けて職員による水道管洗浄作業を行い消火栓及び排水栓から2953.43㎡の排水を実施しました。												
	課 題	古い水道管が多くなるほど濁り水が発生するリスクが高まることになります。今後は、管路経年化率の上昇に伴い水道管内の錆（鉄分）・マンガン等も増加が予想されるため、管内へカメラの挿入等により定期的に監視し、錆（鉄分）・マンガン等が剥離する前に除去する作業が必要です。												
今 後 の 取 組	より効果的に水道管洗浄作業を実施できるよう施設情報や濁り水の発生履歴を整理するとともに、高度な知識や経験を有する専門的な民間業者への業務委託を検討することも含めて、濁り水の抑制に努めます。													

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		①-(3)-a)	経営戦略 ページ数	P33			主 管 課		ガス水道建設課 ガス水道保安課					
施 策 名		貯水槽水道の適正管理と直結給水の促進							類 型	Ⅱ	評 価	A		
施 策 内 容	現 状 と 課 題	貯水槽水道は、簡易専用水道（10㎡を超えるもの）と小規模貯水槽水道（10㎡以下のもの）に区分されています。 本市の簡易専用水道の設置者は、水道法に基づき定期点検結果を本市の環境担当部門へ報告することが義務付けられており、小規模貯水槽水道については、設置者の自主管理となるため、年に1度、設置者に対し貯水槽水道の衛生管理の周知を実施しています。 貯水槽水道は、適正な管理を怠った場合水質が悪化するおそれがあるため、管理の徹底を図るとともに、必要に応じて直結給水化の促進を行うことで、安全な水道水の供給を目指しています。 安全でおいしい水がそのまま、お客様の蛇口まで届くように、平成24年度に直結直圧式給水方式の適用範囲を拡大することを目的に、「3階直結直圧式給水方式に係る実施要綱」および「直結増圧式給水方式に係る実施要綱」を制定しています。 また、直結給水方式の場合、受水槽の点検や清掃といったことが不要となるほか、増圧給水設備は受水槽よりもコンパクトなため、省スペースや土地の有効利用が図られ、設置費や管理費も安く省エネ効果も期待できるため、直結給水方式の促進に努めています。												
	取 組 内 容	小規模貯水槽水道設置者に対し、貯水槽フェンス、門扉の施錠管理、貯水槽本体上蓋の施錠管理などの指導、連絡先の確認などを行うとともに、貯水槽スペースの有効利用、ポンプ設備の維持管理費用や省エネ効果などの説明を行い、直結給水の適用を促進します。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	既設の貯水槽水道設置者に関しては、職員による貯水槽設置箇所の現地調査および登記事項証明書等を取得し、所有者、管理者の特定に努め、設置場所や所有者等を記載している貯水槽水道管理表を更新しました。また、貯水槽水道の衛生管理の必要性について、広報あじさい、ホームページ等にて周知しました。 【令和5年度における直結給水実績】 （1）直結直圧方式：21件 （2）直結増圧方式：7件 【令和5年度末における貯水槽件数】 （1）10立方メートル以下：418件（対前年比：△5件） （2）10立方メートルを超える：235件（対前年比：△3件）												
	課 題	既存の貯水槽水道に関して、貯水槽水道の有無や管理者の所在等が不明な貯水槽が残っており、その貯水槽の調査が実施できていません。												
	今 後 の 取 組	既存の貯水槽水道設置者に対しては、毎年継続して、調査および周知を実施し、貯水槽水道管理表の更新を図ります。管理者の所在等が不明な貯水槽については、登記事項を調査するなどによって情報の獲得に努めます。 また、新規の貯水槽水道設置予定者に対し、直結直圧方式の説明をして条件を満たしている場合は、直結直圧方式による申請をご案内します。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		①-(4)-a)	経営戦略 ページ数	P34				主 管 課		ガス水道供給課				
施 策 名		施設の計画的な更新・維持管理								類 型	Ⅱ	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 課 題	本市では、安定供給を確保し続けるため、水道を供給する施設が故障などにより機能停止することのないよう「習志野市企業局ガス・水道施設長期整備方針」を策定し、長期的な視点による施設の計画的かつ効果的な維持管理を行っています。												
	取 組 内 容	施設の更新および維持管理については、安定供給を確保し続けるため、「習志野市企業局ガス・水道施設長期整備方針」に基づくことを原則に、逐次、施設の状況を確認しながら、計画的に更新および維持管理を実施します。 計画期間内における主な更新内容として下記施設・設備を予定しています。 ・井戸建屋更新 ・第2給水場着水井・酸化槽・ろ過池更新 ・遠方監視制御装置更新												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	遠方監視制御装置の更新が完了しました。当該更新工事に併せて、停電時の電源喪失を回避するため、高圧受電設備を増強する工事も令和5年度に完了しました。 第2給水場着水井・酸化槽・ろ過池更新については、第1給水場の浄水施設を廃止し、第2給水場に浄水施設を統廃合する案を採用しました。 更新時期を迎える第3給水場について、廃止することを検討し、第2次習志野市水道事業経営戦略に位置付けました。												
	課 題	今後数年のうちに、第1給水場および第2給水場の浄水施設ならびに第3給水場が耐用年数を迎えることから、再整備に向けた計画的な取組が必要です。また、重要施設のバックアップ機能確保については、既存施設の機能を転用するなど、最適な方法を検討する必要があります。												
	今 後 の 取 組	安定供給を確保し続けるため、「習志野市企業局ガス・水道長期整備方針」に基づき、逐次、施設の状況を確認しながら、計画的に施設の更新・維持管理を実施していきます。また、更新にあたり、水需要動向を考慮し、水道施設の統廃合を進めます。 第2次習志野市水道事業経営戦略期間における具体取組として、 ・第3給水場の廃止 ・第2給水場浄水施設更新（第1給水場浄水施設は廃止し統合する方針） ・第2給水場南側無停電電源装置更新 を実施します。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		①-(4)-b)	経営戦略 ページ数	P35				主 管 課		ガス水道保安課				
施 策 名		漏水防止対策の推進								類 型	Ⅱ	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 課 題	高い有効率を維持するため、定期的に漏水調査を実施することにより漏水を早期に発見し、安心・安全な水の給水を目指しています。 道路に埋設されている本支管の漏水調査の方法として、管網図を基に配水管の弁栓音聴調査、路面音聴調査、漏水調査確認、水圧測定を実施しており、高い有効率の維持に努めています。												
	取 組 内 容	老朽化した配水管からの漏水の早期発見および修繕をすることで、漏水に伴う出水不良、道路冠水や道路陥没などの二次災害を防ぐことができるため、今後も定期的な漏水調査を行います。												
令 和 5 年 度 の 進 捗 状 況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	令和5年度につきましては、漏水した場合に交通困難の招来や、修理が困難である主要地方道長沼・船橋線の埋設管路約5,000mに対して業務委託にて漏水調査を実施した結果、漏水発見はありませんでした。												
	課 題	令和5年度の有収率は97.5%と高い数値を維持しているため、漏水を抑制することが出来ています。しかしながら、小口径管路における突発的な漏水発生は増加傾向であるため、管路の腐食の原因となる土壌の環境データなど様々な影響要素を基に、今後の管路更新時期を「予防保全の考えで予測し可視化する」ことが必要です。												
	今 後 の 取 組	漏水調査を業務委託にて実施してきましたが漏水発見に至るケースが無かったことから、令和6年度は実施しない方針です。近年、発生した突発的な埋設管路の漏水履歴を整理し、更新する管路の優先度把握に努めます。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		①-(5)-a)	経営戦略 ページ数	P36					主 管 課		企業総務課			
施 策 名		情報セキュリティの推進および個人情報の適正管理								類 型	Ⅱ	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 課 題	情報セキュリティの確保および個人情報保護のための各種取組は現在も行っているところです。しかし、将来にわたり継続した取り組みを行う上で「多様化、高度化するセキュリティリスクへの対応」や「情報セキュリティの確保および個人情報保護を推進するための人材の確保および育成」、「職員の知識および意識の向上」が必要となります。												
	取 組 内 容	マルウェア対策やソフトウェア更新をはじめとして、情報セキュリティおよび個人情報を取り巻く環境の変化に応じたセキュリティ対策を適切に実施します。 職員の知識および意識の向上を図るためのセキュリティ研修を実施します。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	パソコン・サーバー等のマルウェア対策のほか、e-ラーニングによる研修受講など様々なセキュリティ対策を、引続き実施しました。 【e-ラーニング研修受講者数:2人(3事業会計全体:7人)】 【セキュリティ対策の具体的な取組内容】 (1) ウイルス対策ソフトのインストール、セキュリティワイヤーロックの設置、外部記録媒体利用の適正化、サーバーバックアップデータの耐火金庫での保管。 (2) サイバーセキュリティ研修、情報セキュリティ研修、個人情報保護研修等の受講。												
	課 題	現状では、特記すべき課題はありません。												
今 後 の 取 組	今後も継続的に、情報セキュリティおよび個人情報を取り巻く環境の変化に応じたセキュリティ対策を適切に実施します。 また、職員の知識および意識の向上を図るためのセキュリティ研修を実施します。													

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 号		①-(5)-b)	経営戦略 ページ数		P36					主 管 課		ガス水道供給課			
施 策 名		水道施設の不法侵入の対策強化									類 型	Ⅱ	評 価	A	
施策内容	現 状 と 課 題	水道水の安定供給を図るため、水道施設は常に不法侵入やテロを未然に防ぐことが必要となります。 現在、重要施設には各種センサーを設置し、異常があった場合には即時対応することができる体制を整えています。													
	取 組 内 容	今後も、昨今の複雑、多様化する社会・人為的災害に対応できるようセキュリティの強化に努めます。													
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末	
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	令和5年度の取組	現在セキュリティ強化が必要な取水井戸について、近年の水需要の減少および施設の老朽化を考慮して、井戸施設の更新計画(案)を策定しました。													
	課 題	第1給水場系井戸施設はセンサー未設置の状態です。センサー設置によるセキュリティ強化を図るにあたり多額の費用を要します。そのため、井戸施設の更新計画策定時に、センサー設置が必要な井戸施設について検討が必要です。													
	今 後 の 取 組	井戸施設の更新計画を策定し、センサー設置対象の井戸施設を検討いたします。													

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		②-(1)-a)	経営戦略 ページ数	P37				主 管 課		企業総務課				
施 策 名		定員管理適正化								類 型	I	評 価	A	
施策 内容	現 状 と 課 題	今後の労働人口の減少が懸念される一方で、年々業務が細分化され、事業者としてより高いお客様への対応が求められています。近年、現場経験者の減少や若手職員の在籍年数が短くなる等の傾向があったため、ガス水道技術職の採用を実施してきました。												
	取 組 内 容	良好な職場環境の確保に努めつつ、長期的な視点で、事業内容に合わせた適切な職員配置と組織や職員数を検討し、必要に応じて見直します。												
令和5年度の 進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	職員数(人)	目 標 値			30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
		実 績 値	30	29	30	29	30	29						
	令和5年度の 取組	次期経営戦略期間における新規事業等による人員増減調査結果をもとに、組織・定員検討部会※において、技術職割合の維持・増加の方法について検討を実施しました。 職員数については、全体での人員配置調整により、目標値よりも少ない人数となりました。 ※組織・定員検討部会：事務の効率化、適切な組織体制、定員適正化を検討するために、令和2年度から企業局内に設置している組織												
	課 題	第2次習志野市ガス事業経営戦略における各主要施策の確実な推進を図るために計画的な人材の確保は必要です。												
	今 後 の 取組	必要な人材の確保を図るべく、積極的な人員募集などに努めるとともに、令和4(2020)年度から公開している「習志野市企業局魅力発信動画」を活用したPR活動を推進します。また、今後見込まれる施設更新など専門性が高い業務に対応するべく、技術職員の採用に取り組みます。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		②-(2)-a)	経営戦略 ページ数		P38				主 管 課		企業総務課 工務管理課			
施 策 名		人材育成と技術継承の推進								類 型	Ⅱ	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 課 題	局内の熟練職員や有資格者による技術の継承研修を実施してきましたが、現場経験者の減少に加え、若手職員の在籍年数が短くなる等の傾向があったことから、企業職員としての計画的な資格取得や継続的な人材育成に至らない場合がある等、公営企業の経営基盤の安定化に資する人材育成が必要です。 水道事業に求められる技術力の確保という面において、平成8年度から市長事務部局と同様に行政改革の一環として、退職者不補充を基本とする職員数の削減や団塊世代職員の退職もあり、その状況に対応するため、設計・修理・運転などの分野をアウトソーシングの拡大で対応した結果、技術職員自らが現場に出る機会の減少などによる技術力の低下が懸念されています。												
	取 組 内 容	企業職員としての専門技術について、具体的、段階的に人材育成を行います。 専門的な研修の取り組みについては、「職場内研修(OJT)」、「職場外研修(OFF-JT)」および「自己啓発」の中から、水道事業者として求められる技能・知識を習得するべく、それぞれの利点を最も生かすことのできる効果的な手法を選択し積極的に取り組みます。 その中で、専門的な資格を取得し易い環境づくりや、水道事業に特化した新規採用職員などに対する研修の実施および企業職員としてお客様サービス向上のための接客研修を実施します。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	職場外研修として専門的な技術習得のため、(公社)日本水道協会等が主催する研修への参加を継続的に実施しました。なお、職場内研修は、パソコンを用いた動画形式で実施しました。 【実施した研修】 1. 実務研修 (1)「コンプライアンス研修」(e-ラーニング)受講者:33名(会計年度任用職員含む) 【(公社)日本水道協会等への派遣研修】 「水道事業経営実務講習会」他 受講者7名(水道事業関係) 技術関連では、高度な技術と知識を有する職員の育成及び継続的な業務の遂行を目的とした「工務部技術関連人材育成ビジョン」を令和4年9月に策定し、令和5年度は初年度の取組となりました。技術関連の職場外研修、職場内研修のほか、ワークトライアル(職場体験)を展開し、多くの工務部職員が受講しました。 【水道事業研修実績】 1. 受講職員 21名(延べ人数 36人) 2. 職場外研修件数 26件 3. 内部研修(緊急保安工事対応研修※、施設の6ヶ月点検等) 4件 ※保安(水道)に関わる事故等の処理において、他課職員が参加できる実技研修を導入しました。												
課 題	研修の効果を数値等で表すことが困難なことが今後の課題となっております。また、どのような研修が効果的なのか内容について検討する必要があります。													
今 後 の 取 組	職場外研修のほか、職場内研修やワークトライアルにおいてもより効果的な研修等になるよう、検討、調整を行い、更なるブラッシュアップを目指していくと共に職員一人ひとりが意識向上並びに自己啓発な行動がとれる環境づくりに努めます。また、職場内研修については、引続きパソコンを用いた方法を含めて効果的な内容を検討し、実施を予定しています。 研修の効果について、年度末に研修受講アンケートを実施し、各自の業務に活かせたか確認します。													

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		②-(3)-a) (経常収支比率)	経営戦略 ページ数	P39				主 管 課		経 理 課				
施 策 名		健全経営の確保								類 型	I	評 価	A	
施 策 内 容	現状と取組内 容	これまでの本市の水道事業においては、経費の節減などに努め健全経営を維持してきました。 また、経常収支比率についても毎年度100%以上を維持し続けています。 しかしながら、今後、有収水量の減少などによる利益の減少や建設投資の増加に伴う費用の増加が見込まれることから、引き続き経費の節減や経営の効率化などに努め、「持続可能な健全経営」が図れるよう事業経営を進めます。												
令 和 5 年 度 の 進 捗 状 況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	経常収支比率(%)	目 標 値			100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
		実 績 値	120.3	120.6	109.1	109.5	103.4	104.6						
	令和5年度の 取 組	毎月の月次処理業務において、収入・支出の予算執行および損益の対前年度比を確認し状況の把握に努めました。 また、新年度予算編成にあたり、費用予算の縮減に努めました。												
	課 題	今後、人口減少局面を迎える本市において、給水収益の減少が見込まれる一方で、施設の老朽化に伴い、施設の維持管理費用が増加することが想定されます。 引き続き経費節減に努め、将来を見据えた経営体質を確立していくことが課題となります。												
	今 後 の 組 取	原料価格の影響などによる動力費の増減により、今後も経常収支が変動すると想定されることから、経常収支比率が目標値である100%を超えるよう、収入・支出の執行状況および損益の状況を注視していくとともに、予算編成において経費の節減に努めていきます。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		②-(3)-a) (流動比率)	経営戦略 ページ数	P39				主 管 課		経理課				
施 策 名		健全経営の確保								類 型	I	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 取 組 内 容	これまでの本市の水道事業においては、経費の節減などに努め健全経営を維持してきました。また、経常収支比率についても毎年度100%以上を維持し続けています。 しかしながら、今後、有収水量の減少などによる利益の減少や建設投資の増加に伴う費用の増加が見込まれることから、引き続き経費の節減や経営の効率化などに努め、「持続可能な健全経営」が図れるよう事業経営を進めます。												
令 和 5 年 度 の 進 捗 状 況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	流動比率(%)	目 標 値			100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上
		実 績 値	326.7	374.8	496.5	473.0	564.1	393.4						
	令和5年度の取組	毎月の月次処理業務において、流動資産および流動負債の状況を確認しました。 現金預金の増加・減少・残高を毎月確認しました。												
	課 題	耐震管への更新など、今後も建設投資に多額の支出が見込まれることから、流動比率の動向に注意が必要となります。												
今 後 の 組 取	流動資産や流動負債の状況を注視するとともに、予算編成において費用予算の縮減に努めます。 また、今後の改築更新に伴う企業債借入が後年度の償還額にも影響を与えることを考慮し、流動比率・資金不足比率について注視しながら健全経営の確保に努めます。													

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		②-(3)-a) (企業債残高対給水収益比率)	経営戦略 ページ数	P39				主 管 課		経 理 課				
施 策 名		健全経営の確保								類 型	I	評 価	A	
施 策 内 容	現状と取組内 容	これまでの本市の水道事業においては、経費の節減などに努め健全経営を維持し続けてきました。また、経常収支比率についても毎年度100%以上を維持し続けています。 しかしながら、今後、有収水量の減少などによる利益の減少や建設投資の増加に伴う費用の増加が見込まれることから、引き続き経費の節減や経営の効率化などに努め、「持続可能な健全経営」が図れるよう事業経営を進めます。												
令 和 5 年 度 の 進 捗 状 況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	企業債残高対給水収益 比率(%)	目 標 値			上限250 程度	上限250 程度	上限250 程度	上限250 程度	上限250 程度	上限250 程度	上限250 程度	上限250 程度	上限250 程度	上限250 程度
		実 績 値	177.2	174.0	162.7	149.4	148.9	141.3						
	令和5年度の 取 組	令和5年度においては、基幹管路の更新工事に伴い、企業債の借入を行いました。 毎月の月次処理業務において、給水収益および企業債残高の状況を確認しました。												
	課 題	今後、施設の老朽化が進む中で、改築更新に必要な財源を確保できなくなることが想定されます。 施設の更新を進める中で、将来世代との負担の公平性を考慮し、企業債借入に頼るだけでなく、経費節減や適正な料金体系の検討が必要となります。												
	今 後 の 取 組	今後、施設の改築更新に伴う企業債借入額が後年度の償還額にも影響を与えることを考慮し、企業債残高対事業規模比率だけでなく流動比率・資金不足比率等にも注視しながら健全経営の確保に努めます。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		③-(1)-a) (基幹管路の耐震適合率)	経営戦略 ページ数	P40					主 管 課		ガス水道建設課			
施 策 名		水道管路の耐震化の推進								類 型	I	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 課 題	すべての水道管が耐震化され、地震災害時も被害を最小限に抑えることができる水道管路の整備を目指しています。 平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に同法の規定により「国土強靱化基本計画」が閣議決定しました。 また、政府全体の取り組みとして、平成25年11月に国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とした戦略的な維持管理・更新などの方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」が取りまとめられました。 水道事業を所管する厚生労働省では、平成25年3月に「新水道ビジョン」を公表し、「強靱な水道」を目指すべき方向性の一つとして、自然災害などによる被災を最小限にとどめる強くしなやかな水道を理想像として掲げています。これらを受けて本市においては、水道管路の中・長期的な整備方針を策定しています。 主要な水道管である基幹管路の耐震適合率は平成30年度末時点で51.5%（千葉県平均：59.0%、全国平均：40.3%）であり、今後は地震災害時に断水被害を最小限にとどめるよう耐震化を行うことが必要です。 なお整備対象となる非耐震管の残存数量は、平成30年度末時点で、183,927mです。												
	取 組 内 容	水道管の耐震化は、効率性を考慮して更新時に実施することを原則としていることから、耐震化の完了には長期間を要します。このことから、地震被害想定からの断水結果を基に、断水区域を最小限にとどめるよう効果的、効率的に耐震化の推進を行います。 なお、避難所や防災拠点などまでの管路については重要給水施設管路に位置付け、優先して更新します。 水道本支管整備は、管路全体の延長数は183,927mであり、これらの管すべての耐震化が終了する目標期間を80年と定め、更新を行うこととします。このうち、基幹管路の非耐震管12,179mにつきましては、令和26年度に耐震化が完了するよう更新します。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和10年度末	令和11年度末
	基幹管路の耐震適合率（%）	目 標 値			55.3	55.3	58.4	60.8	60.8	60.8	63.5	65.0	65.0	66.0
		実 績 値	51.5	55.3	56.3	56.3	59.9	62.3						
	令和5年度の取組	基幹管路の耐震化のため、令和4年度から2か年にわたって実施していた事業の「配水本管更新事業（2工区）」が完了しました。 【配水本管更新事業（2工区）】 ・工期：令和4年10月25日～令和6年3月18日 ・対象：口径400mmの非耐震管 ・延長：約640m 配水本管更新事業（3工区）について、基本設計及び路線測量を実施しました。 【配水本管更新事業（3工区）】 ・施工予定時期：令和7年度～令和9年度（3カ年の継続事業） ・対象：口径400mm～450mmの非耐震管 ・延長：約1,600m												
		課 題	基幹管路の耐震化については、本市では特に配水本管※における耐震適合率が低いため、早期に耐震化を進める必要があります。しかし配水本管は、市内幹線道路（主に市道00-009号線「通称ハミングロード」）に埋設されており幹線道路の開削工事となるため、交通規制による渋滞発生など社会的影響に配慮して事業を推進する必要があります。 また、配水本管は口径が大きいため、配水支管※と比較して1日当たりの施工量が少なく工事が長期化すること、さらに施工費用も高価となることに留意する必要があります。 ※配水本管：給水場から需要家まで上水を配水支管へ輸送・分割する役割をもち、かつ給水管の分岐がないもの。本市では、口径350mm以上の配水管を配水本管と定義しています。 ※配水支管：配水本管から分岐し、需要家へ供給する役割をもち、給水管を分岐するもの。											
	今 後 の 取 組		配水本管の更新については、引き続き工事を複数年度にわたって実施することで、事業費の抑制及び工事期間の短縮を図り、交通規制等による社会的影響の低減化に努めます。											

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		③-(1)-a) (水道管路全体の耐震適合率)	経営戦略 ページ数	P40			主 管 課		ガス水道建設課					
施 策 名		水道管路の耐震化の推進							類 型	I	評 価	B		
施 策 内 容	現 状 と 課 題	すべての水道管が耐震化され、地震災害時も被害を最小限に抑えることができる水道管路の整備を目指しています。 平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災などに資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年6月に同法の規定により「国土強靱化基本計画」が閣議決定しました。 また、政府全体の取り組みとして、平成25年11月に国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とした戦略的な維持管理・更新などの方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」が取りまとめられました。 水道事業を所管する厚生労働省では、平成25年3月に「新水道ビジョン」を公表し、「強靱な水道」を目指すべき方向性の一つとして、自然災害などによる被災を最小限にとどめる強くしなやかな水道を理想像として掲げています。これらを受けて本市においては、水道管路の中・長期的な整備方針を策定しています。 主要な水道管である基幹管路の耐震適合率は平成30年度末時点で51.5%（千葉県平均：59.0%、全国平均：40.3%）であり、今後は地震災害時に断水被害を最小限にとどめるよう耐震化を行うことが必要です。 なお整備対象となる非耐震管の残存数量は、平成30年度末時点で、183,927mです。												
	取 組 内 容	水道管の耐震化は、効率性を考慮して更新時に実施することを原則としていることから、耐震化の完了には長期間を要します。このことから、地震被害想定からの断水結果を基に、断水区域を最小限にとどめるよう効果的、効率的に耐震化の推進を行います。 なお、避難所や防災拠点などまでの管路については重要給水施設管路に位置付け、優先して更新します。 水道本支管整備は、管路全体の延長数は183,927mであり、これらの管すべての耐震化が終了する目標期間を80年と定め、更新を行うこととします。このうち、基幹管路の非耐震管12,179mにつきましては、令和26年度に耐震化が完了するよう更新します。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	水道管路全体の耐震適合率(%)	目 標 値			44.0	44.7	45.8	46.8	47.9	48.9	50.1	51.0	51.9	52.8
		実 績 値	41.7	42.9	44.0	44.6	45.5	46.3						
	令和5年度の取組	水道管の耐震化に向けて、非耐震管の更新工事を計画的に設計・発注しました。また、重要給水施設管路耐震化事業（その1）について事業に着手しました。 水道管路全体の耐震適合率について、施工時期の平準化を図る目的で、令和4年度同様に年度をまたぐ工期設定にて実施する水道工事があったため目標値よりは低い実績となりましたが、事業については予定どおりの進捗で推移していると考えています。 【重要給水施設管路耐震化事業（その1）】 工期：令和5年7月20日～令和7年2月28日 対象：口径50mm～300mmの非耐震管 対象施設：津田沼医院（習志野市地域防災計画に位置付けられている「透析対応病院」） 更新延長：約810m												
	課 題	近年の原材料価格の高騰により材料価格が上昇していることに加え、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において規定されている適正な労働賃金への配慮等のため、毎年度労務単価が引き上げられており工事費が年々増加傾向にあります。												
	今 後 の 取 組	翌年度にまたがる工期の設定など施工時期の平準化に努めながら、引き続き水道管の耐震化を推進することで強靱な水道施設の構築に努めます。 また、重要給水施設管路についても計画的な整備を行い、災害時の被害縮小を図ります。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		③-(1)-b)	経営戦略 ページ数	P42				主 管 課		ガス水道供給課				
施 策 名		水道施設の耐震化の推進								類 型	Ⅱ	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 課 題	水道水を安定供給するため、すべての水道施設を耐震化し、地震災害時も被害を最小限に抑えることができる水道施設の整備を目指しています。 これまで、平成15年度に第2給水場を更新し、令和元年度に第1給水場の更新や第4給水場の建設を実施しました。												
	取 組 内 容	本市においては、地震災害が発生した場合に供給に与える影響の大きい施設から優先的に耐震化を実施するものとする「習志野市企業局水道施設耐震化方針」を策定し、この方針に基づき、耐震化を実施します。 なお、本計画期間内では下記の施設を対象とします。 ・取水施設 井戸建屋の耐震化 ・浄水施設 第2給水場 着水井・酸化槽、ろ過池												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	第2次習志野市水道事業経営戦略の策定にあたり、主要施設の統廃合の方針を反映しました。												
	課 題	人口減少などにより有収水量が減少することを考慮し、施設の統廃合を図るとともに、耐震性能を満たしていない施設の耐震化を進める必要があります。												
	今 後 の 取 組	取水施設について、将来の水需要想定に基づき井戸の将来計画を策定し、その計画に基づき井戸建屋の耐震化を進めていきます。 また、浄水施設については、第1給水場の浄水施設を廃止し、第2給水場に浄水施設を統廃合し耐震化を進めていきます。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		③-(2)-a)	経営戦略 ページ数	P43				主 管 課		企業総務課 工務管理課				
施 策 名		災害時対応の強化、関係機関との相互協力								類 型	Ⅱ	評 価	B	
施策内容	現 状 と 課 題	災害時対応については、シナリオに基づく災害訓練を行っていますが、実際の災害が想定外であったときに対応が遅くなる可能性があります。 また、関係機関との相互協力については、千葉県企業局などの他事業者や協力会社と連携した訓練を行っていないため、役割などの明確化が課題です。 災害・事故など緊急時における対応の根幹となる危機管理マニュアルについては、定期的な点検や見直しを行う必要があります。												
	取 組 内 容	災害時対応の強化として、迅速な対応力・判断力・組織力の能力アップを図ることを目的とし、職員一人ひとりが個々の役割を認識し、災害対応能力の向上を目指します。 また、災害・事故など緊急時における対応の根幹となる危機管理マニュアルについて、定期的な点検に基づいて見直しを図るとともに、災害時の危機管理体制の充実を図ります。 災害の想定をさまざまな角度から行い、他事業者の災害訓練や事故事例などを参考にし、シナリオレス訓練を行います。また、協力会社と連携し、より実践的な訓練や地域に根差した市民参加型の訓練などを実施します。 水道技術管理者を中心とした災害・事故など緊急時体制を整えます。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	【危機管理マニュアルの定期的な点検・見直しについて】 実情に即した「習志野市企業局災害対策要綱」とするため、前年度に各所属へ点検を依頼し、点検結果に基づき令和5年4月1日付けで改定を行いました。 また、本要綱は年度内に1回程度の点検を実施することとしているため、次年度の改定に向け各所属へ点検を依頼しました。 【災害訓練について】 災害訓練及び協力会社との連携による実践的な訓練については、令和元年度に実施して以来、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から3年間実開催を見送っていましたが、令和5年11月に企業職員を対象に参集訓練、情報伝達訓練及び応急給水に係る実地訓練を実施し、同年12月に協力団体との情報伝達訓練を実施しました。 また、災害発生時の初動体制や復旧活動に関する防災教育を実施し、職員の防災意識の高揚に努めました。												
	課 題	【危機管理マニュアルの定期的な点検・見直しについて】 見直しにあたり、ガス事業・水道事業・下水道事業間で整合性・統一性を図る必要があります。 また、「習志野市企業局災害対策要綱」以外の危機管理マニュアルについての策定を行い、各マニュアルの点検・見直しの定着化を図る必要があります。 【災害訓練について】 災害訓練を実施した際の課題等を踏まえ、より実践的で充実した訓練となるよう、実施手法等の検討が必要です。												
	今 後 の 取 組	【危機管理マニュアルの定期的な点検・見直しについて】 令和5年度に行った点検・見直しの手法を踏襲または向上させ、常に現状に即した「習志野市企業局災害対策要綱」となるよう点検・見直しを実施します。 また、「習志野市企業局災害対策要綱」以外の危機管理マニュアルについては、早期の策定に向け関係各課と協議を行います。 【災害訓練について】 実践的で充実した災害訓練を実施し、職員の防災意識の高揚や協力会社との連携強化を図っていきます。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		④-(1)-a)	経営戦略 ページ数		P44				主 管 課		営業料金課			
施 策 名		料金支払サービスの向上								類 型	Ⅱ	評 価	A	
施策 内容	現 状 と 課 題	料金の支払方法について、お客様がさまざまな支払方法の中から選択できるよう、新たな支払方法の調査を行い、お客様の利便性やサービス向上を目指しています。 キャッシュレス決済については、「電子マネー」「デビットカード」「モバイルウォレット」「クレジットカード」が普及しており、令和元年10月1日から、経済産業省が消費者還元事業として9か月間、消費者への還元を国が一部負担する事業を開始しています。 本市においても、今後は、キャッシュレス決済への対応が求められますが、導入に伴うシステム改修費などのコスト増加が見込まれます。												
	取 組 内 容	キャッシュレス決済については、導入費用や手数料を調査し費用対効果などを考慮した上で可能なものから実施し、順次、適用拡大を図ることによりお客様サービスの向上に努めます。												
令和5年度の 進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の 取 組	令和5年10月より、スマートフォンによる決済サービスアプリ「楽天ペイ（請求書払い）」を追加導入し、既存の「LINEPay請求書支払い」、「PayB」、「PayPay請求書払い」、「auPAY請求書支払い」、「銀行Pay（ゆうちょPay等）」、「楽天銀行コンビニ支払サービス」、「d払い請求書払い」に加え、計8社の取扱いとなり、料金の支払い方法を拡大したことにより、お客様サービスの向上に努めました。												
	課 題	料金の支払方法拡大の一つとして、クレジットカード払いの導入に向けた調査を行っておりますが、支払手数料が高額なため、導入のハードルが高いこと、また千葉県企業局（県営水道）が令和5年1月よりクレジットカード払いを導入したため、県営水道のお客様との支払方法の選択肢に差異が生じていることが課題です。 また、金融機関の窓口収納が縮減傾向であることから料金支払サービスの低下とならないよう新たな収納方法の検討が課題となります。												
	今 後 の 取 組	さらなるサービス向上のため、引き続きスマホ決済アプリの追加やクレジットカード払いの導入のほか、オンライン納入通知書等の新たな取組についても今後検討します。また、インターネット専業銀行の取り扱いに向けた調査や他の自治体の導入状況等を調査し、お客様が様々な支払方法から選択できるような環境を整備します。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		④-(1)-b)	経営戦略 ページ数	P44			主 管 課		営業料金課					
施 策 名		高齢者へのサービス向上							類 型	Ⅱ	評 価	A		
施 策 内 容	現 状 と 課 題	高齢者の孤立感解消や異変の早期発見などに努め、更なる地域福祉への貢献とお客様サービスの向上を目指しています。 平成30年10月から、希望するお客様に対し、検針員が検針の際に声掛けを行い、検針票を手渡す「検針時高齢者声かけサービス」を開始しました。より良いサービス提供のために、利用者の感想や意見の把握が必要です。												
	取 組 内 容	今後も高齢者数の増加が予想されることから、関係部署などとの連携や広報紙による周知を実施する等、引続き効果的な周知を図り、「検針時高齢者声かけサービス」利用者の拡大に努めます。 また、利用者の感想や意見を伺うために、利用者へのアンケート調査を実施します。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	市のホームページや広報あじさいでのPRに加え、イベントでのチラシ配布を行い、サービスの利用促進に努めました。 また、利用者アンケートを行い、利用状況を調査しました。 【令和6年3月末時点の利用者数：1名（3事業全体：6名）令和5年度新規利用開始：1名（3事業全体：3名）】												
	課 題	サービス内容についての問い合わせはありますが、利用者が検針時不在の場合、登録している緊急連絡先へ通知することとしているが、緊急連絡先となる方がいないため利用に至らないケースがあります。												
	今 後 の 取 組	利用者の拡大に努めるとともに、必要な方に必要な情報が行きわたるよう、引続き効果的な周知を図ります。 また、毎年度利用者アンケート調査を実施します。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

施 策 番 号		④-(1)-c)	経営戦略 ページ数	P45				主 管 課		企 業 総 務 課				
施 策 名		広報紙の発行・インターネットの活用								類 型	Ⅱ	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 課 題	広報紙およびインターネットなどを活用して広報・広聴活動を行うことにより、お客様の適切な水道の使用を推進するとともに、企業局に対するお客様の満足度の向上を目指しています。 これまで、新聞折込を中心とした広報紙の配布、ホームページを中心とした広報活動を行っていますが、情報伝達手段が多様化する中で、より最適手法による広報・広聴活動を実施することが必要です。												
	取 組 内 容	広報紙の作成やインターネットによる即時性、双方向性を持った広報・広聴活動の実施を継続しつつ、新たな広報・広聴手法について調査・研究します。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	「広報あじさい」の年4回の発行やホームページによる情報発信を定期的に行いました。また、災害や事故等発生時の情報発信方法として緊急情報サービス「ならしの」、X(旧Twitter)を活用し迅速に発信し、企業局に対するお客様満足度の向上とともに水道事業者としての信頼の確保に努めました。さらに「広報あじさい」のポスティングサービスを令和5年6月1日発行194号より開始しました。												
	課 題	ICTの発展により新たな情報伝達手段を活用した広報活動を実施する必要があります。												
	今 後 の 取 組	ICTの発達により新たな情報伝達手段が生まれる可能性もあることから、常に最新の情報を収集して新たな広報手法について調査・研究します。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

検討番号		検討事項 a)	経営戦略 ページ数	P46				主管課		公営企画課				
検討名		組織・定員・建設投資などの検討								類型	Ⅱ	評価	A	
施策内容	現状と課題													
	検討内容													計画期間の10年間に限定することなく長期的な視点で捉え、人口減少や節水機器の普及などの影響による有収水量減少を考慮した上で、経済性を発揮し持続可能な健全経営を可能とするためのあるべき将来像を検討します。 その中で、民間のノウハウの活用を含めて、事務の効率化、適切な組織体制、それに伴う定員適正化および事業規模に見合った施設規模の適正化などを検討します。
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目標値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	令和6年度は、「組織・定員検討部会※」において、業務量の増減を考慮した定員の増減及び、技術力維持のための技術職割合の向上について検討し、令和6年3月に策定した第2次習志野市水道事業経営戦略に反映しました。 ※組織・定員検討部会：事務の効率化、適切な組織体制、定員適正化を検討するために、令和2年度から企業局内に設置している組織												
	課題	近年、現場経験者の減少や若手職員の在籍年数が短くなる傾向があったため、「土木技術職」等の技術職の採用を積極的に実施してきましたが、現状、全体に占める技術職員の割合は同規模の他公営事業体と比較して低い状況です。 第2次習志野市水道事業経営戦略の計画期間における各取組方針の確実な推進を図るために計画的な人材の確保が必要です。												
	今後の取組	必要な人材の確保を図るべく、積極的な人員募集などに努めるとともに、令和4（2022）年度から公開している「習志野市企業局魅力発信動画」を活用したPR活動を推進します。 また、今後見込まれる施設更新など専門性が高い業務に対応するべく、技術職員の採用に取り組みます。												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

検討番号		検討事項 b)	経営戦略 ページ数	P46				主管課		公営企画課				
検討名		新庁舎建設の検討								類型	Ⅱ	評価	A	
施策内容	現状と課題													
	検討内容													
		現在の庁舎は昭和44年※、49年、58年にそれぞれ竣工した建物であり、老朽化および狭あい化に加え、バリアフリー化が進んでいないことが課題となっています。 また、本庁舎は災害対応の拠点となる施設ですが、応援事業者の受入れスペース也没有ありません。これらの課題に対応するため、新庁舎の建設について検討します。 ※詳細に調査したところ、昭和45年ではなく、昭和44年であることがわかりました。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目標値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	「習志野市経営戦略推進委員会」及び「施設・管路検討部会」で検討を進めました。 新局舎の建設候補地の評価基準を見直し、建設候補地の優先順位について検討・再評価を行いました。 令和6年3月に策定した第2次習志野水道事業経営戦略において、局舎建設費用を投資財政計画に反映しました。 ※習志野市経営戦略推進委員会：将来にわたる持続可能な健全経営の実現を目的に、30年から50年後のあるべき将来像を検討し、その結果を基に経営戦略を見直すため、各検討部会の検討結果を総括し審議するために、令和2年度から企業局内に設置している組織。 ※施設・管路検討部会：施設規模の適正化、新局舎建設を検討するために、令和2年度から企業局内に設置している組織です。												
	課題	新局舎に必要な具体機能や、ZEB対応の検討が必要です。 建設候補地が第一種中高層住居専用地域であることから、局舎建設（事務所）の建設に制限があるため、用途地域の変更等について、関係各課と協議・調整が必要です。 ※ZEB：NetZeroEnergyBuilding（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のことです。												
今後の取組	新局舎に必要な機能や建設スケジュール等について検討を進め、基本計画の策定を行います。													

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

検 討 番 号		検 討 事 項 c)	経 営 戦 略 ペ ー ジ 数	P47					主 管 課		公 営 企 画 課			
検 討 名		広域化の検討								類 型	Ⅱ	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 課 題													
	検 討 内 容	水道事業の広域化については、水道法の改正により都道府県を推進役として進めていくこととされました。 千葉県においては、令和元年9月に「水道事業基盤強化に係る千葉県基本計画（千葉県版水道ビジョン）」を策定し、現在の水道用水供給事業者とその構成市町村の枠組みを基本に、県内8ブロックを設定し、このブロックを基本に各地域において、統合・広域連携の具体的な検討を行うこととしています。 なお、運営基盤の脆弱な九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合をリーディングケースとして取り組み、その検討状況を監視、適切な時期に他の水道用水事業者との統合に向け、地域の市町村などと十分な対話を行い、合意形成を図っていくこととされています。 また、市町村などの実施する水道事業について市町村の区域を超えた広域連携を推進するため、平成31年1月25日付けにて総務省および厚生労働省の連名で、都道府県に対し、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定することが要請されています。 そうした状況の中、本市として広域連携の必要性や手法などを千葉県と協議・調整します。 さらに、近隣の水道事業者と一部事業の統合やソフト面の連携などの可能性について調査・研究し、経営基盤の強化に努めます。												
令和5年度の進捗状況	指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
	—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	令和5年度の取組	本市は千葉県が分けた8ブロックのうち、京葉ブロック（県企業局が給水している11市と県企業局で構成）と北千葉ブロック（北千葉広域水道企業団の構成団体8市と北千葉広域水道企業団で構成）の会議に参画し、広域連携の検討を行っています。 令和5年3月に策定された千葉県水道広域化推進プランにおいて、今後も検討を継続していくとされています。具体的に、北千葉ブロックについては、令和5年11月に新たに設置された「北千葉ブロックにおける広域連携に係る検討会」において、京葉ブロックにつきましては「県営水道給水地域における実務担当検討会議」において引き続き検討を重ねていきます。 ※千葉県水道広域化推進プランより一部抜粋 【京葉ブロック】「県営水道給水地域における実務担当検討会議」において、ブロック共通の考え方を整理しながら、経営の安定に資する取組について検討を行っていく。 【北千葉ブロック】管理の一体化の案について、検討する上で必要となる事項の洗い出しを行い、地域の実情を踏まえ、ブロック内の事業者が共同で検討を継続していく。												
	課 題	広域化については、県が主体となって、各水道事業者と合意形成を図っていく必要があります。												
	今 後 の 取 組	広域化は、施設余剰能力の有効活用や施設の統廃合によるコスト削減、緊急事対応力の強化、料金収入の安定化やサービス水準の格差是正等のメリットがあります。 今後も引続き会議に参画しながら、統合の他にも、本市の属するブロックでは統合よりも実現可能性が高いと想定される広域連携※のメリット等についても併せて調査・研究していきます。 ※広域連携：経営主体も事業も一つにする「事業統合」ではなく、経営主体を一つにする「経営の一体化」や複数の事業者で施設管理や業務を共同で行う「業務の共同化」といった連携手法のことです。（例）水質試験・検査業務委託の共同発注、施設運転管理・保守業務委託の共同発注、メーターの共同購入・共同管理												

水道事業経営戦略 個別評価表（令和5年4月～令和6年3月）

検 討 番 号		検 討 事 項 d)		経 営 戦 略 ペ ー ジ 数		P47				主 管 課		公 営 企 画 課			
検 討 名		料金改定の検討									類 型	Ⅱ	評 価	A	
施 策 内 容	現 状 と 課 題														
	検 討 内 容														
		水道事業における建設投資は、耐震化や老朽化対策から、今後多額の事業費が必要となります。 一方で、人口減少により有収水量の減少が継続し、給水収益は同様に減少し続けると考えられます。本計画の試算では現行料金を維持した場合に純損益が悪化する結果となりました。 このことから、長期的な視点で捉え、組織・定員の検討に伴う費用削減の検討、スマートシュリンクの検討および施設の統廃合を図り、改めて収支計画を策定し、それに基づき料金改定率や改定時期について検討します。													
		指標名		平成 30年度末	令和 元年度末	令和 2年度末	令和 3年度末	令和 4年度末	令和 5年度末	令和 6年度末	令和 7年度末	令和 8年度末	令和 9年度末	令和 10年度末	令和 11年度末
		—	目 標 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
			実 績 値	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
今 和 5 年 度 の 進 捗 状 況	令和5年度の取組	令和6年3月に策定した第2次習志野市水道事業経営戦略において、令和45年度までの需要想定、施設の統廃合やダウンサイジングを踏まえた将来必要な費用の算定及びそれに必要な収益を推計しました。その結果、依然として純利益の確保が図れず、令和7年度に水道料金を改定（+41.2％）する必要があるという試算結果となりました。（（公社）日本水道協会の手引きに基づき算出） ただし、実際の料金改定における具体的な改定率については、「習志野市水道料金のあり方に関する懇話会」等の意見を踏まえた上で、市議会に提出することとします。 学識経験者及び需要家で構成する第三者委員会として「習志野市水道料金のあり方に関する懇話会」を設置し、令和5年度末時点で会議を3回開催しました。 ※習志野市水道料金のあり方に関する懇話会の各議題 第1回「水道料金の現状について／今後のスケジュールについて」 第2回「収支見通しについて／水道料金の現状と今後について」 第3回「新料金体系の検討」													
	課 題	第2次習志野市水道事業経営戦略に位置付けた水道施設等の更新を計画的に実施するための財源を確保する必要があります。 また、料金改定を検討する上で、水道水1m3の負担の公平性等を改善するために逓増度※の緩和を行うこと、大口需要家の負担減により一般家庭の負担をかけすぎないことの2点のバランスを踏まえた上で新料金案を決定する必要があります。 ※逓増度：最高単価と最低単価の割合。大口需要家の負担や小口需要家と大口需要家の公平性を考慮した場合、逓増度は低い方が望ましいとされております。													
今 後 の 組		習志野市水道料金のあり方に関する懇話会でいただいた意見を踏まえた上で新料金案を決定し、市議会へ条例改正案を提出します。議決後、令和7年4月から新料金単価を適用します。 また、2段階の料金改定としていることから、令和9年度（次期経営戦略改定時）に改めて収支試算および料金原価算定を実施します。（令和10年度条例案提出、令和11年度新料金適用開始） 令和9年度以降においても原則として4年ごとに見直し、料金水準の適正化を検討します。													